

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 28 年 1 月 2 日付けで行った法 24 条 3 項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人が息子と同一世帯であると判断することは妥当でない。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 7 月 27 日	諮問
平成 29 年 9 月 15 日	審議（第 13 回第 1 部会）
平成 29 年 10 月 5 日	処分庁へ調査照会
平成 29 年 10 月 19 日	処分庁から回答を収受
平成 29 年 10 月 30 日	審議（第 14 回第 1 部会）
平成 29 年 11 月 21 日	審議（第 15 回第 1 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の要否

ア 法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。そして、同条 2 項は、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。なお、民法 877 条 1 項は、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務があると定めている。

イ 法 8 条 1 項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。「厚生労働大臣の定める基準」とは、具体的には、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）であるとされている。

ウ 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 10 によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第 8 によって認定した収入との対比によって決定すること。」とされている。

(2) 世帯の認定

ア 法 10 条によれば、保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされている（世帯単位の原則）。

イ 次官通知第 1 によれば、世帯の認定について、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とされている。

ウ 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第 1 によれば、「法に規定する『世帯単位の原則』における『世帯』は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしている。もっとも、次官通知は、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯として認定することとしているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）がある

が、判定が困難なケースについては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととなる。なお、同一居住は同一生計の判定の上で重要ではあるが、ひとつの目安であるにすぎないから、同一の住居に居住していなくても社会生活上同一世帯と認定するのが適当な場合がありうる。」とされている。

エ 生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版。東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）2頁によれば、「生活保護法上の『世帯』とは、主に生計の同一性に着目して、現に家計を共同して消費生活を営んでいる世帯をいう。したがって、必ずしも、住民票上や税制上の世帯との一致を前提とするものではない」とされている。

## 2 本件処分について

(1) 処分庁は、以下の方法で世帯の認定を行っている。

ア 上記1・(2)・ウより、世帯認定は、主に生計の同一性に着目しつつ、目安として問答集第1で挙げられた「同一居住」、「居住者相互の関係」、「消費財及びサービスの共同購入・消費の共同」、「家事労働の分担」、「戸籍・住民基本台帳の記載事実」等の事実関係という目安を用いて、個々の事例に即して適正に行うこととされているところ、本件においては以下の事実を認定している。

(ア) 同一居住性について

請求人宅と息子宅は、同一建物の二階部分に位置する隣り合う二部屋であり、それぞれに玄関があつて、寝室等は別である。また、請求人宅には浴室が設置されていない

(イ) 居住者相互の関係について

請求人と息子は親子であって、互いに民法877条1項にいう生活扶養義務関係にあり、日常生活においても相当程度の交流がある。

(ウ) 消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担について

- ① 請求人と息子は、食材を共同購入し、請求人が息子宅で二人分の夕食を調理し、息子宅で夕食を共にしている。
- ② 請求人は、請求人宅に浴室がないことから、息子宅のシャワー設備を借りている。
- ③ 息子宅の電気料金（28年7、8月分）、ガス料金（28年7月検針分）、水道・下水道料金（28年7～8月分）は、請求人の口座から引落しがされている（別紙の1ないし3）。また、ガス料金票における息子名義のガス料金（28年6月ないし同年9月検針分）の請求先はいずれも請求人である（別紙の2）。さらに、水道料金票におけるお客さま番号〇〇及びお客さま番号△△の水道・下水道料金（28年7月～8月分）の名宛人はいずれも請求人である（別紙の3）。

(エ) 戸籍・住民基本台帳の記載事実等について

請求人と息子は同一戸籍であり、住民基本台帳上の住所は同一であるものの別世帯であることが認められる。

しかし、運用事例集によれば、生活保護上の世帯について、「必ずしも、住民票上や税制上の世帯との一致を前提とするものではなく」とされているから、請求人と息子が住民票上の別世帯であることをもって、法の適用における同一世帯としての認定を妨げるものではない。

イ 以上のことから、請求人と息子は、住居が別々であるもの

の、その生活実態等からみて、事実上生計を同一にしているものと認められることから、法の適用においては、請求人と息子は同一の世帯に属するものとして取り扱われるべきと認められる。

(2) 保護の要否

上記(1)のとおり、法の適用においては、請求人と息子は同一世帯に属するものとして取り扱われるべきことから、請求人及び息子それぞれの収入及び資産が判明する資料を基に、保護の要否の判定を行うこととなる。

ア 請求人の属する世帯（２人世帯）の平成２８年１０月の最低生活費は、２０４，７８３円である。

イ 処分庁は、収入申告等に基づき、請求人の属する世帯の平成２８年１０月の収入として認定すべき額を２２６，８７５円と算出した。

なお、処分庁は、保護申請時の所持金１３，１６２円が、定期的な収入（年金）の推定残額１４７，０７９円を下回ることから、申請時所持金の中に純粋な手持ち金はないと考えられるとして、定期的な収入の２２６，８７５円を要否判定に用いている。

ウ 以上より、処分庁は、請求人の属する世帯の平成２８年１０月の収入として認定すべき額である２２６，８７５円が、保護基準等に基づき算定された請求人の世帯の平成２８年１０月の最低生活費である２０４，７８３円を上回ることとなるため、保護を要しないものと認め、本件申請を却下したものと認められる（本件処分）。

(3) 以上のとおり、処分庁が、同一アパートの二階の隣接する住居に別々に居住し寝室も別であることから、居住の同一性を認めるには至らないものの、二人の生活実態等からみて、請求人と息子を同一世帯であると認定した上で、請求人の属する世帯の収入として認定すべき額が、保護基準等に基づき算定された

請求人世帯の最低生活費を上回ることから、請求人について保護を要しないものとしてなした本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき適正になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について」（平成21年12月25日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）3における「同一世帯として機械的に認定することは適当ではないので、申請者の生活状況等を聴取した上、適切な世帯認定を行うこと」との記載を引用しつつ、機械的に判断することは妥当でない等と主張する。

しかし、請求人に係る処分庁の同一世帯の認定については、請求人と息子の生活状況等を直接聴取しているほか、二人についての同一居住・同一生計性、相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）、消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担及び戸籍・住民基本台帳の記載事実等について、事実関係の正確な把握を行う等、その生活実態を認定した上で適正に行われていることは上記（2・(1)）のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、ケース診断会議記録には、「別居中の内縁の妻が居るため、主の扶養はできない」との記載が認められる。

この点につき、念のため、別居中の内縁の妻が居るとして、その者への仕送りを世帯の収入から控除できるか否かについて検討する。

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるとされているとおり世帯単位が原則である。また、保護の要否及び程度についても、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定することとされている。

したがって、仮に同一世帯の構成員のいずれかが、別居している者（妻が内縁であるかどうかは問わない。）に対して仕送りを行っているとしても、当該金額を当該世帯の収入認定の際に必要な

経費として収入から控除できる法令の規定がない以上は、当該世帯の収入として認定されるべきものである。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹

別紙 (略)